

新築の分譲マンションを計画している事業者の方へ ～長期修繕計画案などの市への事前の届出が必要です～

所沢市では、**分譲時からの適正な管理水準の確保**のため、「所沢市マンション管理適正化推進条例」及び「所沢市街づくり条例」に基づき、以下のとおり**届出を義務化**しています。

届出対象

- ✓ 所沢市内に**新築のマンションを分譲しようとする事業者**
※長屋は届出義務の対象から除きます。

届出書類

- ✓ **新築マンション管理事項届出書**（修繕積立金の月額案などを記載）
- ✓ **管理規約等の案**
- ✓ **長期修繕計画の案**

※修繕積立金の月額案については、「段階増額積立方式」ではなく、長期修繕計画の案の計画期間内において、分譲時に一時的に徴収するものを除いて均等にする「**均等積立方式**」を採用するようにしてください。

※これらの内容については、国土交通省の「**マンション標準管理規約**」「**長期修繕計画標準様式**」「**長期修繕計画作成ガイドライン**」「**マンションの修繕積立金に関するガイドライン**」に準拠してください。

届出期限

- ✓ **分譲契約を締結しようとする日の30日前まで**
※期限にかかわらず、可能な限り早めのご相談・届出をお願いします。

こちらのQRコードから市のホームページにアクセスいただきますと、**届出書の様式をダウンロード**できます



【お問合せ】

所沢市 街づくり計画部 住宅政策課
所沢市役所 高層棟5階
メール：a9216@city.tokorozawa.lg.jp
電話：04-2998-9216（直通）